

(文部科学省、農林水産省、
村上市、広川町、三島市同時発表)

平成28年9月29日
都市局公園緑地・景観課

新潟県村上市・和歌山県^{ひろがわちょう}広川町・静岡県三島市の歴史的風致維持向上計画を認定
～主務大臣連名の認定証を各市町長に対して直接交付～

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条に基づき、史跡「村上城跡」の整備事業等を位置づけた新潟県村上市、「稲むらの火」関連事業等を位置づけた和歌山県広川町、重要文化財「三嶋大社」の保全事業等を位置づけた静岡県三島市の歴史的風致維持向上計画について、10月3日付けで主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定します。当日は、下記のとおり、大野国土交通大臣政務官が、主務大臣連名の認定証を各市町長に対して直接交付します。

歴史まちづくり法は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる「歴史的風致」を活かしたまちづくりを支援するため、平成20年に施行されました。同法に基づき市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により各市町の歴史まちづくりを支援するものであり、新潟県村上市、和歌山県広川町及び静岡県三島市を認定し、計画認定数は59市町となります。（詳細は別紙参照）

なお、新潟県村上市及び静岡県三島市においては、県下の市町村で初の認定となります。

記

1. 日時 平成28年10月3日（月）13：30～
2. 場所 国土交通省（中央合同庁舎3号館）4階
大野国土交通大臣政務官室（千代田区霞が関2-1-3）

* 冒頭より認定証の手交までカメラ撮り可。認定式終了後に各市町長へのぶら下がり取材が可能です。

* カメラ撮りをご希望の方は、13:15までに4階エレベーターホールにお集まりください。

【担当・問い合わせ先】

- 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課
景観・歴史文化環境整備室 三井、酒井
TEL：03(5253)8111(内線 32983, 32986) 03(5253)8954(直通)
FAX：03-5253-1593
- 文化庁 文化財部 伝統文化課 文化財保護調整室 石崎、佐々木
TEL：03(5253)4111(内線 2869, 2415)
- 農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 久保、清水
TEL：03(3502)6004

歴史的風致維持向上計画の認定について

平成 28 年 10 月
国土交通省・文部科学省・農林水産省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで金沢市、高山市等56市町の計画を認定しています。

このたび、新潟県村上市及び和歌山県広川町、静岡県三島市の歴史的風致維持向上計画を10月3日に認定し、計画認定数は59市町となります。なお、今回認定を受ける各市町の歴史的風致維持向上計画については、国土交通省、文化庁及び各市町のホームページに公開されます。

・国土交通省 HP :

http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html

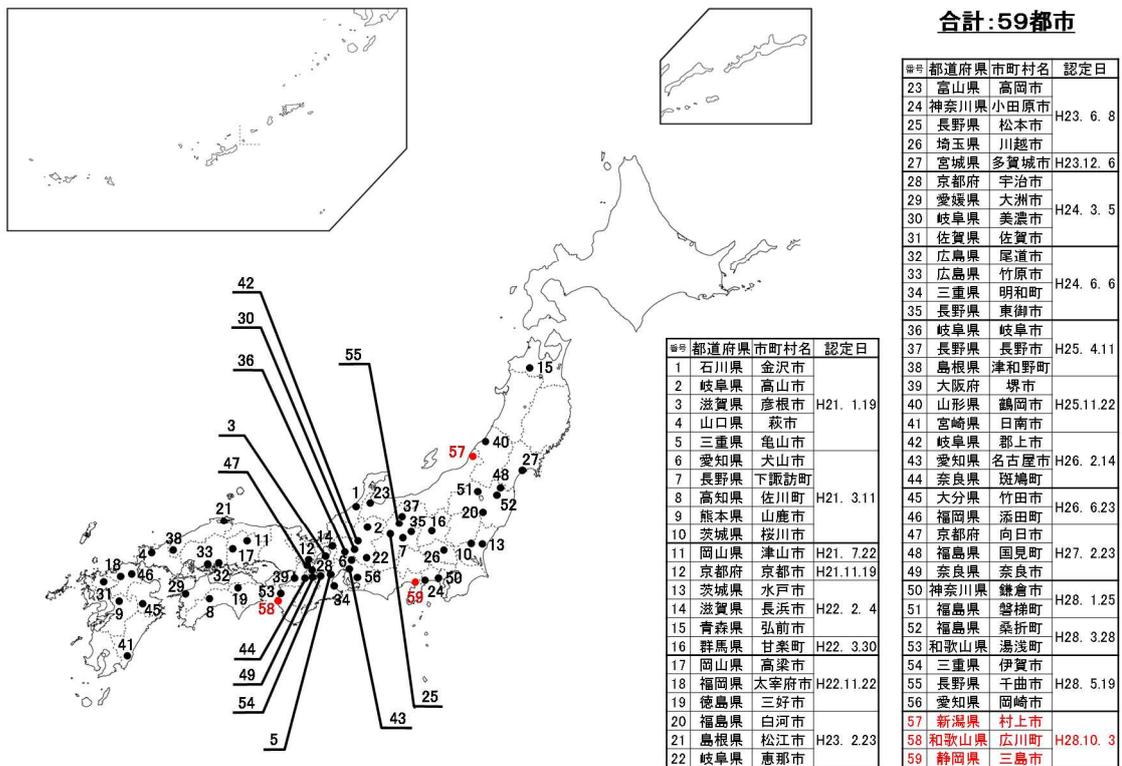


図 歴史的風致維持向上計画の認定状況

■各市町の歴史的風致維持向上計画の概要

① 村上市歴史的風致維持向上計画（新潟県村上市 認定申請日 H28. 9. 7）

史跡「村上城跡」や重要文化財「若林家住宅」、「浄念寺本堂」等と、村上まつりや村上城下の木と漆の文化、石船神社の祭礼等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、村上城跡の整備や道路美装化、村上堆朱育成推進事業等が位置づけられています。



【村上まつり】

② 広川町歴史的風致維持向上計画（和歌山県広川町 認定申請日 H28. 9. 7）

重要文化財「広八幡神社」、「濱口家住宅」等と、稲むらの火の伝承活動や広八幡神社の祭礼、熊野古道等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、広村堤防歴史広場や熊野古道の整備、稲むらの火関連事業（濱口梧陵生誕200年祭等）などが位置づけられています。



【津浪祭(上)、稲むらの火祭り(下)】

③ 三島市歴史的風致維持向上計画（静岡県三島市 認定申請日 H28. 9. 13）

重要文化財「三嶋大社」や名勝「楽寿園」、史跡「山中城跡」等と、三嶋大社例大祭や市街地のせせらぎ等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、三嶋大社や歴史的建造物の保全、山中城跡の整備活用、地域文化財啓発事業等が位置づけられています。



【三嶋大社例大祭】

■「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条（抜粋）

第5条 市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2～7 （略）

8 主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があった歴史的風致維持向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること。

二 当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

9～11 （略）

歴史的風致維持向上計画に対する主な支援措置



①社会資本整備総合交付金
(街なみ環境整備事業)

- 公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援
- 歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原を補助対象に追加

②社会資本整備総合交付金
(都市公園等事業)

- 地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援
- 古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものを補助対象に追加

③社会資本整備総合交付金
(都市再生整備計画事業)

- 地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援
- 交付率の上限を40%→45%へ嵩上げ、電線電柱類移設等を基幹事業に追加

④集約促進景観・歴史的風致形成推進事業

- 集約型都市構造への転換促進に資する事業として、歴史的風致形成を促進する取組を支援
- 歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理、復元を補助対象に追加

⑤歴史的風致活用国際観光支援事業

- 広域観光周遊ルートを形成する歴まち計画認定都市における受入環境整備を総合的に支援
- 案内板等の多言語化、体験プログラム開発、観光案内所等の機能向上などが補助対象

● コアとなる国指定文化財等
▲ 歴史的風致形成建造物

重点区域

城址(国指定史跡)
城郭(重要文化財)

大名庭園
(国指定史跡)